

諮問第 1 号

生活保護法に基づく返還金の一部に係る督促処分についての 審査請求に対する裁決に関する件

生活保護法に基づく返還金の一部に係る督促処分について令和 4 年 9 月 6 日付けでなされた下記の審査請求に対し、別紙のとおり裁決することにつき、地方自治法第 231 条の 3 第 7 項の規定により、諮問する。

1 審査請求人

[Redacted]

2 処分庁

仙台市長

3 処分の経緯及び内容

平成 13 年 10 月 18 日、仙台市宮城野福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）による保護を開始した。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により請求人が当時居住していたアパートが被害を受けたため、平成 24 年 3 月 22 日から同年 11 月 1 日までの間に、請求人に対して被災者生活再建支援金 112 万 5,000 円（以下「支援金」という。）及び災害義援金 30 万円（以下「義援金」という。）がそれぞれ支給された。

法第 63 条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と定められており、本件のような臨時的な収入があった期間に被保護者が保護費についても支給を受けていたときは、その臨時的な収入から一定の金額を控除して得た額を収入として認定し、既に支給された保護費を返還しなければならないとされている。

臨時的な収入から一定の金額を控除する場合の取扱いについては、生活保護制度の事務に係る基本的な事項全般について定められた生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号。以下「本件事務次官通知」という。）第 8 の 3 (2) エ (イ) において、臨時的な収入の額が 8,000 円を超える場合には、その臨時的な収入の額から 8,000 円を控除する旨定められている。また、本件事務次官通知第 8 の 3 (3) オにおいて、災害等によって損害を受けたことにより受ける見舞金などの臨時的な収入のうち被災した被保護世帯の自立更生に充てられる費用（以下「自立更生費」という。）については、収入として認定しないこととする旨定められている。さらに、東日本大震災において被災した被保護世帯が本件のように義援金等を受けた場合における自立更生費の認定の取扱いについては、東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて（その 3）（平成 23 年 5 月 2 日付け社援保

発0502第2号。以下「本件保護課長通知」という。)において、自立更生費の認定のために被災した被保護世帯から提出することとされている自立更生計画書に記載する自立更生費の内容については、費目・金額を積み上げずに包括的に一定額を自立更生に充てられるものとして記載して差し支えないこととされているなど、被災者の被災状況や意向について十分に配慮することとする旨定められている。

本件においては、平成24年4月24日に請求人が福祉事務所長に対して被災者生活再建支援金及び災害義援金の支給があったことについて申告を行った際、当時の担当ケースワーカーが請求人に対して自立更生計画書の提出について説明を行った。

その後、平成24年12月27日、請求人から福祉事務所長に対して所定の様式により自立更生計画書が提出されたものの、自立更生費の認定のために必要な項目や金額については、特段の記載がなされていなかった。なお、請求人より自立更生計画書が提出された際、請求人から担当ケースワーカーに対して自立更生計画書の提出とは別に、通院に要する交通費の負担について相談がなされたため、担当ケースワーカーから請求人に対して通院移送費の給付に係る条件等について説明を行ったものの、申請がなされることはなかった。

平成25年2月13日、請求人から福祉事務所長に対して平成24年12月27日付けで提出された自立更生計画書には特段の記載がなかった項目や金額について、家具・家電等の生活用品に係る購入費用29万2,000円、転居に要した費用24万2,600円、通院に要した交通費5万1,000円及び雑費2万5,000円の合計61万600円の費用が記載された資料が追加で提出された。

これらを受けて、福祉事務所長は、本件事務次官通知及び本件保護課長通知に従い、平成24年3月22日から同年11月1日までの間に支給された支援金及び義援金の合計142万5,000円から8,000円を控除し、請求人から追加で提出された資料に記載された費用について、その全てを自立更生費として認め、その合計61万600円を収入認定から除外して算出した80万6,400円を収入として認定し、これに相当する金額の支給済みの保護費について、平成25年3月5日付けで法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「先行処分」という。）を行い、請求人に対して通知した。

先行処分により発生した返還金80万6,400円（以下「返還金」という。）については、全額未納の状態が続き、平成30年2月20日、請求人から福祉事務所長に対して履行延期申請書及び返済誓約書が提出され、返還金の分割納付及び納期限の延長の申出がなされた。これらの内容は、「平成30年3月から平成35年1月までの間に毎月5,000円ずつ分割して納付し、残りの51万1,400円を同年2月に一括して納付する」というものであった。これを受けて、福祉事務所長は、平成30年3月8日付けで上記の申出のとおり返還金を分割し、それぞれの納期限を定め、その旨を請求人に対して通知したものの、返還金のうち令和3年8月分のもの5,000円及び同年9月分のもの5,000円を除き、未納の状態が続いていた。

処分庁は、その都度、未納となった返還金について督促処分を行っており、本件審査請求の対象となった令和4年6月分のもの5,000円（以下「令和4年6月分返還金」という。）についても、その納期限である令和4年6月30日までに請求人から納付されなかったため、同年7月22日付けで督促処分（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求の年月日

令和4年9月6日

5 審査請求の要旨

請求人は、本件処分について、次の理由により不服があるとして、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 先行処分は、東日本大震災で被害を受けた請求人の事情に十分な配慮をせず、義援金を一律・機械的に収入として認定するという判断に基づいて行われている。
- (2) 一律・機械的な収入認定を行うことは、本件事務次官通知及び本件保護課長通知において、義援金等のうち一定額については使途確認をせずに包括的に収入から除外することを認めるとともに、自立更生費についても相当広範に認めることとした趣旨に反しており、ひいては生存権について定めた日本国憲法第25条第1項に反し違法である。
- (3) 本件処分は先行処分と相結合し保護費の返還という一つの効果の実現を目指すものであるから、先行処分の違法性が本件処分に承継されているため、本件処分は違法である。
- (4) 先行処分が行われた時から本件処分が行われた時までの間に請求人が保護費の返還に応じる意思表示をしていたとしても、先行処分には瑕疵があり根拠を欠くこと、請求人は本件事務次官通知について知悉^ししていないためそのことを認識していないことから、当該意思表示は錯誤に基づくものであり、無効である。
- (5) 請求人は、義援金が残っていない理由について、通院移送費を自己負担していたため借金をしており、その返済に義援金を充てた旨述べている。また、東北大学病院より通院移送費について給付を要する旨の意見書が出されているにもかかわらず、通院移送費について請求人の自己負担として扱うことは法第15条第6号にも反するものである。

令和6年6月10日提出

仙台市長 郡 和 子

1 裁決の主文

本件審査請求を棄却する。

2 裁決の理由

(1) 争点について

本件審査請求は、請求人が、本件処分は違法であるとして、本件処分の取消しを求める事案であり、争点は、①先行処分が違法であるか否か、②本件処分が違法であるか否か、③先行処分の違法性が本件処分に承継されるか否か、であると認められるので、以下検討する。

(2) 争点に対する判断

ア 先行処分が違法であるか否か

請求人は、先行処分は、東日本大震災で被害を受けた請求人の事情に十分な配慮をせず、義援金を一律・機械的に収入として認定するという判断に基づいて行われており、本件事務次官通知及び本件保護課長通知の趣旨ひいては日本国憲法第25条第1項に反し違法であると主張する。

福祉事務所長が請求人に対して平成25年3月5日付けで先行処分を行ったことにより、請求人が返還金を福祉事務所長に納付する義務が生じた。先行処分については、法及び本件事務次官通知に基づき、臨時的な収入である支援金及び義援金から自立更生費等を控除して得た額を収入として認定した上で、既に支給された保護費の返還を決定しており、無効とされるような明白な瑕疵は認められない。また、先行処分に際して行った収入認定においては、請求人から申出があった費用について、その全てを自立更生費として除外しており、本件保護課長通知の趣旨を踏まえた被災者の事情に配慮した対応がなされているものと認められる。さらに、先行処分については、請求人から権限のある機関である宮城県知事に対して審査請求がなされておらず、違法又は不当であることを理由として取り消されたといった事実もない。

これらの点を踏まえれば、先行処分には何ら違法又は不当な点は認められない。

イ 本件処分が違法であるか否か

返還金については全額未納の状態が続いていたが、平成30年2月20日、請求人より履行延期申請書及び返済誓約書が福祉事務所長に提出され、福祉事務所長は「平成30年3月から平成35年1月までの間に毎月5,000円ずつ分割して納付し、残りの51万1,400円を同年2月に一括して納付する」という請求人の申出のとおり平成30年3月8日付けで返還金を分割し、それぞれの納期限を定めたことにより、請求人が令和4年6月分返還金を令和4年6月30日までに納付する義務が生じた。普通地方公共団体の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされているところ、請求人が令和4年6月分返還金をその納期限までに福祉事務所長に納付しなかったため、処分庁が本件処分を行うための要件は満たされていた。

なお、地方自治法第236条第1項において返還金に係る消滅時効は5年とされているところ、請求人が福祉事務所長に対して履行延期申請書及び返済誓約書を提出した行為は民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第147条第3号に掲げる承認に該当するため、平成25年3月5日の翌日から進行して

いた返還金に係る消滅時効は、平成30年2月20日に中断し、その翌日から新たに進行を開始している。そのため、福祉事務所長が平成30年3月8日付けで返還金を分割し、それぞれの納期限を定めた時点において、返還金に係る消滅時効は完成していないと認められる。

また、仙台市債権管理条例（平成28年仙台市条例第54号）第5条第1項は、「市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない」と定め、これを受けて仙台市債権管理条例施行規則（平成29年仙台市規則第8号）第3条第1項は、「条例第五条第一項の規定による督促は、原則として、督促状を発することにより行うものとする」と定めるとともに、同条第2項において「条例第五条第一項の規定により指定する期限は、督促状を発する日から起算して二十日以内の日とする」と定めている。本件処分は令和4年7月22日付け督促状により行われており、その指定する期限は同年8月5日であるから、これらの手続的要件も満たしている。

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

ウ 先行処分の違法性が本件処分に承継されるか否か

請求人は、本件処分は先行処分と相結合し保護費の返還という一つの効果の実現を目指すものであるから、先行処分の違法性が承継されており、本件処分は違法であると主張する。

しかしながら、先行処分に違法又は不当な点が認められないことは前述のとおりであるから、請求人の上記主張はその前提を欠く。

また、請求人が令和4年6月分返還金をその納期限である令和4年6月30日までに福祉事務所長に納付していれば、本件処分が行われることはなかったのであるから、先行処分と本件処分との間において一体的な連続性は認められない。さらに、先行処分は生活保護の適正な実施という観点から法を根拠として行われる一方、本件処分は適正に債権の回収を実現するという財政上の要請に応じて地方自治法を根拠として行われるものであるから、先行処分と本件処分はその趣旨及び目的において異なる。

よって、先行処分及び本件処分はそれぞれが別個独立に行われるものであるため、請求人が主張する「本件処分は先行処分と相結合し保護費の返還という一つの効果の実現を目指すもの」という関係性は認められない。

以上のとおり、先行処分の違法性が本件処分に承継されているという請求人の主張は採用できない。

(3) 請求人のその余の主張について

ア 請求人が保護費の返還に応じる意思表示をしていたことが有効であるか否か

請求人は、先行処分が行われた時から本件処分が行われた時までの間に請求人が保護費の返還に応じる意思表示をしていたとしても、先行処分には瑕疵があり根拠を欠くこと、請求人は本件事務次官通知について知悉^ししていないためそのことを認識していないことから、当該意思表示は錯誤に基づくものであり、無効である旨を主張している。

本件においては、平成24年4月24日に担当ケースワーカーが請求人に対して自立更生計画書の提出について説明を行い、これを受けて、同年12月27日に請求人が福祉事務所長に対して自立更生費の認定のために必要な項目や金額について特段の記載がない自立更生計

画書を提出し、その後、平成25年2月13日にそれらを記載した資料についても追加で提出している。これらを受けて、福祉事務所長は、請求人が追加で提出した資料に記載されている費用について、その全てを自立更生費として認めている。これらの点を踏まえると、福祉事務所長は、請求人自身がその生活の再建に向けて検討することができるよう一定の期間を設けた上で自立更生費の認定を行っており、また、実際に請求人から申出があった費用については、その全てを自立更生費として認めているなど、本件事務次官通知及び本件保護課長通知の趣旨に沿った対応をしているものと認められる。

先行処分に瑕疵はなく違法又は不当な点が認められないことについては前述のとおりであるが、こうした経緯を踏まえると、請求人が主張している意思表示の錯誤があったことは認め難く、当該意思表示が無効であるとする請求人の主張には理由がない。

イ 通院移送費を請求人の自己負担として扱うことが違法であるか否か

請求人は、義援金が残っていない理由について、通院移送費を自己負担していたため借金をしており、その返済に義援金を充てた旨述べている。また、東北大学病院より通院移送費について給付を要する旨の意見書が出されているにもかかわらず、通院移送費について請求人の自己負担として扱うことは法第15条第6号に反するものである旨を主張している。

通院移送費の給付の取扱いについては、生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日付け社発第727号）において、福祉事務所長は給付の要否について記載されている主治医の意見書を確認した上で、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定しなければならないものとされており、また、被保護者は事前の申請等をしなければならない旨定められている。

請求人が主張する当時の主治医の意見書に係る通院移送費については、平成24年12月27日に担当ケースワーカーから給付に係る条件等について説明を行ったものの、請求人から福祉事務所長に対して申請がなされなかったため、結果的に給付に至らなかった一方、その後、請求人から申請がなされた通院移送費については、その全てが給付されている。

以上のとおり、通院移送費の給付について福祉事務所長の対応に何ら違法又は不当な点は認められない。

なお、上記の通院移送費とは異なるものの、先行処分に際して行った収入認定において、通院に要した交通費として請求人から申出があったものについては、その全てが自立更生費として認められているところである。

(4) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(5) 結論

以上により、請求人の主張には理由はなく、その他本件処分に違法又は不当な点は認められないので、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却することが相当である。